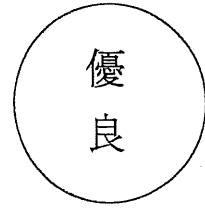


特別管理産業廃棄物処分業許可証

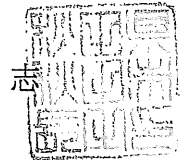
住 所 秋田県秋田市金足黒川1番地

氏 名 株式会社東環
代表取締役 渡邊 忠隆



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田市長 穂 積



許 可 の 年 月 日 平成30年 6 月 1 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成37年 5 月 3 1 日

1. 事業の範囲
(1) 事業の区分

記号	処分方法	記号	処分方法
A	最終処分 (埋立)	×	
×		×	

(2) 処分の方法ごとに区分した取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
(裏面別表1のとおり)

2. 事業の用に供するすべての施設
(裏面別表2のとおり)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

許可証書換年月日：平成18年 7 月 6 日 本店所在地の変更による許可証書換え
更新許可年月日：平成21年 1 月 28日
更新許可年月日：平成26年 2 月 17日
更新許可年月日：平成30年 6 月 1 日

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

複 写 無 効

発行日 平成 年 月 日

担当者印

(別表1)

番号	特別管理産業廃棄物区分	取扱	注釈								
1	令第1号	×	廃油(揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの)								
2	令第2号	×	廃酸(水素イオン濃度指数(pH)2.0以下のもの)								
3	令第3号	×	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH)12.5以上のもの)								
4	令第4号	感染性廃棄物									
		枝番	01	02	03	04	05	06	07	08	09
		種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	改令第2条第13号廃棄物
取扱	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
5	令第5号イ	×	(廃PCB等)								
	令第5号ロ	×	(廃PCB汚染物)								
	令第5号ハ	×	(廃PCB処理物)								
	令第5号ニ	×	(廃水銀等)								
	令第5号ト	A	(廃石綿等)								
	令第5号ホ、へ及びチからル	枝番	a	b	c	d	e	f	g	h	
	枝番	有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん	指定下水汚泥	
	01	アルキル水銀化合物		×		×	×	×	×	×	
		水銀又はその化合物		×		×	×	×	×	×	
	02	カドミウム又はその化合物	×	×		×	×	×	×	×	
03	鉛又はその化合物	×	×		×	×	×	×	×		
04	有機燐化合物		×		×	×			×		
05	六価クロム化合物	×	×		×	×	×	×	×		
06	砒素又はその化合物	×	×		×	×	×	×	×		
07	シアン化合物		×		×	×			×		
08	PCB		×		×	×			×		
09	トリクロロエチレン		×	×	×	×			×		
10	テトラクロロエチレン		×	×	×	×			×		
11	ジクロロメタン		×	×	×	×			×		
12	四塩化炭素		×	×	×	×			×		
13	1,2-ジクロロエタン		×	×	×	×			×		
14	1,1-ジクロロエチレン		×	×	×	×			×		
15	シス-1,2-ジクロロエチレン		×	×	×	×			×		
16	1,1,1-トリクロロエタン		×	×	×	×			×		
17	1,1,2-トリクロロエタン		×	×	×	×			×		
18	1,3-ジクロロプロペン		×	×	×	×			×		
19	チウラム		×		×	×			×		
20	シマジン		×		×	×			×		
21	チオベンカルブ		×		×	×			×		
22	ベンゼン		×	×	×	×			×		
23	セレン又はその化合物	×	×		×	×	×	×	×		
24	1,4-ジオキサン		×	×	×	×		×	×		
25	ダイオキシン類	×	×		×	×		×	×		
6	令第6号	×	法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの及び当該ばいじんを処分するために処理したもの								
7	令第7号	×	廃棄物焼却炉である特定施設において法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物の焼却に伴って生じたばいじん又は燃え殻(DXN類の量が基準を超えるもの)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの								
8	令第8号	×	廃棄物焼却炉である特定施設(排ガス洗浄施設を有するもの)において法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥(DXN類の量が基準を超えるもの)及び当該汚泥を処分するために処理したもの								
9	令第9号	×	ばいじん(集じん施設で集められたものであって、法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物に限る)								
10	令第10号	×	燃え殻(法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物であるものに限る。)であってダイオキシン類の量が基準を超えるもの								
11	令第11号	×	汚泥(法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物であるものに限る。)であってダイオキシン類の量が基準を超えるもの								

〔備考〕・「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。

・表中の「×」は取り扱うことができないものを示す。

・表中のアルファベットは、処分方法を示す。例えば、「事業の範囲」の「事業の区分」において、「記号」に「A」、処分方法に「中間処理(中和)」とある場合、別表1の番号3(令第3号)の「取扱」欄に、「A」とあれば、これは『中間処理(中和)：廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH)12.5以上のもの)』を意味する。

(別表2)

施設の種類	設置場所	設置年月日	能力 (処理能力又は埋立面積・埋立容量)	許可年月日 (又は設置届出年月日)	許可番号	備考
最終処分場	秋田市金足黒川字 黒川山1番地81他	平成15年9月30日	95,228 m ² 1,822,000 m ³	平成12年1月20日	秋田市産 施第5号	管理型